社援地発 0 9 1 3 第 1 号 令 和 元 年 9 月 1 3 日

各都道府県

消費生活協同組合主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 (公印省略)

消費生活協同組合模範定款例の取扱いの一部改正について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する 法律(令和元年法律第37号)の施行により、消費生活協同組合法(昭和23年法律第2 00号)の一部が改正され、併せて、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省令、 法務庁令、厚生省令、農林省令第1号)についても、その一部が改正されたところである。

これに伴い、「消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて」(平成12年1月7日社援地第1号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知)についても、その一部を別添のとおり改正することとしたので通知する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規 定による技術的助言である。 ○「消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて」(平成12年1月7日社援地第1号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知) 新旧対照表

新	旧
(解説)	(角军記)
第3章 役職員	第3章 役職員
<第20条(役員)関係>	<第20条(役員)関係>
1 (略)	1 (略)
2 役員の資格については、法第29条の3において、①法人、②心	2 役員の資格については、法第29条の3において、①法人、②成
身の故障のため職務を適正に執行することができない者(施行規則	年被後見人や被保佐人、③消費生活協同組合法や会社法等の規定に
第57条の2で定める精神の機能の障害により役員の職務を適正	違反し、罪に処せられ、その執行を終った日又はその執行を受ける
に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う	ことがなくなった日から2年を経過しない者等は役員となること
ことができない者)、③消費生活協同組合法や会社法等の規定に違	が禁止されているので注意する必要がある。
反し、罪に処せられ、その執行を終った日又はその執行を受けるこ	
とがなくなった日から2年を経過しない者等は、役員となることが	$3\sim 6$ (略)
禁止されているので注意する必要がある。	
$3\sim6$ (略)	